

デジタル改革と
今後の会議予定等について



令和3年5月

内閣官房

情報通信技術(IT)総合戦略室

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法案 ※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
 - ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
 - ✓ **内閣直属**の組織（**長は内閣総理大臣**）。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く
- ⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の**基幹系情報システム**について、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、**デジタル社会の形成**に関し、**基本理念**及び**施策の策定に係る基本方針**、**国、地方公共団体及び事業者の責務**、**デジタル庁の設置**並びに**重点計画の作成**について定める。

概要

1. デジタル社会の定義

「**デジタル社会**」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、**先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用**することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現**、**国民が安全で安心して暮らせる社会の実現**、**利用の機会等の格差の是正**、**個人及び法人の権利利益の保護**等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、**国、地方公共団体及び事業者の責務等**を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**多様な主体による情報の円滑な流通の確保**（データの標準化等）、**アクセシビリティの確保**、**人材の育成**、**生産性や国民生活の利便性の向上**、**国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用**、**公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備**、**サイバーセキュリティの確保**、**個人情報保護**等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより**内閣にデジタル庁を設置**し、政府が**デジタル社会の形成に関する重点計画**を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

本委員会とサイバーポート検討WGの役割分担について

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)
本部長: 内閣総理大臣

官民データ活用推進戦略会議
議長: 内閣総理大臣
副議長: IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
議員: 議長・副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者

官民データ活用推進基本計画実行委員会
会長: 村井慶應義塾大学教授
(委員会構成: 民間委員 + 各府省庁: 局長級)

内閣官房 IT総合戦略室
所管会議体

<合意・決定の場>

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会
(内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 + 国土交通省 港湾局 設置)
座長: 村井慶應義塾大学教授
関係省庁(指定職級: 局長 / 審議官等):
内閣官房 (IT総合戦略室)、財務省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省
有識者、関係民間団体等

検討
依頼

結果
報告

<議論・調整の場>

サイバーポート推進WG (港湾物流)
サイバーポート検討WG (港湾管理)
サイバーポート検討WG (港湾インフラ)
(国土交通省 港湾局 + 内閣官房 情報通信
技術(IT)総合戦略室 設置)

座長: 必要に応じ設置
関係省庁 (課長級、議論テーマに応じ参加)
関係民間団体等 (議論テーマに応じ参加)

委員会開催スケジュール

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度(2020年度)				令和3年度(2021年度)				令和4年度 (2022年度)	以降	
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q			
港灣の電子化(サイバーポート)推進委員会	★ IT戦略閣議決定	★ IT新戦略閣議決定(6/14)		★ IT戦略閣議決定(7/17)					★ 次期IT戦略閣議決定(予定)				
	● 第1回会議開(11/2)	● 第2回会議開催(5/10)	● 第3回会議開催(11/25)	● 第4回会議開催(5/14)	● 第5回会議開催(12/16)			● 第6回会議開催(5/14)	年2~3回開催				
↑ ↓ 連携													
サイバーポート検討WG (港灣・貿易手続)		○ 第1回会議開催(12/20)		○ 第5回会議開催(4/21)									
		○ 第2回会議開催(3/15)		○ 第3回会議開催(8/5)									
		○ 第4回会議開催(11/22)											
改組 ↓ サイバーポート 推進WG(港灣物流)						○ 第1回会議開催(10/27)			○ 第2回会議(3/29)	年1~2回開催			
		要件定義・基本仕様の検討		設計・構築		連携・受入テスト			システム稼働	社会実装へ移行			
			利用規約・運営方針の検討						運用体制に係る検討	準備等		3分野 一体での 運用体制 の確立	
									利用促進・機能改善等				
サイバーポート 検討WG(港灣管理)		事前検討		○ 第1回会議開催(8/4)		○ 第3回会議開催(3/25)			年2~3回開催				
				○ 第2回会議開催(12/4)					設計・構築		テスト・稼働		
				要件定義・基本仕様の検討									
サイバーポート 検討WG(港灣インフラ)		事前検討		○ 第1回会議開催(8/4)		○ 第3回会議開催(3/5)			年2~3回開催				
				○ 第2回会議開催(12/4)					設計・構築		テスト・稼働		
				要件定義・基本仕様の検討									